

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	応募要項	2	3(5)	「提案額(参考見積価格)が、事業費参考価格を超過した場合は、失格します。」との記載がありますが、最低制限価格の設定はお考えでしょうか。ご教示願います。	最低制限価格の設定はありません。
2	応募要項	2	3(5)	「事業費参考価格を超過した場合は失格」との記載ですが、見積金額の合計金額が本項記載の合計金額を超過しなければ良いと考えて宜しいでしょうか。	事業費参考価格を超過しているかどうかは、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務及び工事ごとに判断いたします。つまり、各業務のいずれかにおいて、応募要項3(5)①、②及び③に示す各事業費参考価格を超過した場合、失格となります。
3	応募要項	2	3(5)①	設計意図伝達業務の業務内容を、具体的にご開示いただけますでしょうか。	施工者及び工事監理者からの質疑応答への対応、施工図等の確認、工事材料の選定など、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第3号に定める、設計者が設計意図を正確に伝えるための「工事施工段階において設計者が行うべき実施設計業務」を指します。
4	応募要項	2	3(5)①	設計意図伝達業務は設計企業の業務との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	応募要項	2	3(5)②	要項にある工事費参考価格194億円は、新ホール整備基本計画p.41に記載のある、「外構駐車場整備費・備品費約12億円、予備的費用(埋蔵文化財保護費や土地整備費)約10億円」を含んでいると考えてよいでしょうか。	本事業費194億円には、新ホール整備基本計画41ページに記載のある「外構駐車場整備費・備品費約12億円、予備的費用(埋蔵文化財保護費や土地整備費)約10億円」のうち、県で別途発注する備品費を除いた金額が含まれています。
6	応募要項	3	4	「発注者と優先交渉権者との間で締結される協定」をご開示いただけますでしょうか。	設計業務の契約締結時点で、将来的な工事及び工事監理業務の契約を予定している旨を、県と優先交渉権者との間で協議の上で協定書としてまとめることを予定しているものです。
7	応募要項	3	4	工事について第1工区、第2工区、第3工区それぞれで契約を締結するとのことですが、工事監理業務についても同様と考えて宜しいでしょうか。	工事及び工事監理業務の契約形態については、工区ごとの個別契約もしくは全工区の一体契約のいずれも可能と考えております。 優先交渉権者と個別に協議の上、決定させていただきます。
8	応募要項	3	4	工事について、第1工区、第2工区及び第3工区、に分割し契約を締結するとありますが、この場合の契約先は、工区ごとに個別共同企業体(第三工区に関しては施工企業1者)と契約する形でしょうか。もしくは全ての工区について、それぞれ拡大共同企業体と契約する形でしょうか。	設計業務、工事監理業務及び工事ともに、拡大共同企業体と契約いたします。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
9	応募要項	3	4	「優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約」との記載がありますが、ここでの優先交渉権者とは、「拡大共同企業体」、または「拡大共同企業体の設計企業」のどちらになりますでしょうか。	「拡大共同企業体の設計企業」ではなく、「拡大共同企業体」を指します。
10	応募要項	4	5(1)	設計企業をJVとする場合は、6月14日(月)の参加表明書提出時点で設計JVの代表構成員と構成員を最終決定している必要があるか教えてください。(8月16日(月)の参加表明書提出時点で決定する方針でもよいのでしょうか。)	設計企業を共同企業体とする場合、設計共同企業体の代表構成員及び構成員は、8月16日(月)の参加表明書提出締切までに最終決定してください。 6月14日(月)までに最終決定している必要はありません。
11	応募要項	5	7	一次審査終了後に二次審査に関する質問(第3回質問書の受付)の機会は与えていただけますでしょうか。	一次審査終了後、7月16日から9月9日までの間、選定設計者及び選定設計者を含む共同企業体からの質問は、随時受け付ける予定です。質問及び回答内容は、全ての選定設計者に対し提示いたします。
12	応募要項	6	8(1)①	総括企業は1次審査を通過した設計事務所ではなく、施工企業でも構わないか。	施工企業としていただいて構いません。 なお、総括企業は、出資を伴う企業の中から、出資額が最大の企業としてください。
13	応募要項	6	8(1)①	「出資額が最大の構成員を「総括企業」として定め」とありますが、今回は出資を伴う事業では無いと思われれます。その為、総括企業は任意で選定してよろしいでしょうか。	総括企業は、出資を伴う企業の中から、出資額が最大の企業としてください。
14	応募要項	6	8(1)①	総括企業を担当する企業は、代表構成員(第一工区)を担当する企業であると考えて宜しいでしょうか。 8 参加資格要件 (1)総則(共同企業体の構成等)①拡大共同企業体の構成員のうち、出資額が最大の構成員を「総括企業」として定めた上で、との記載。 3 事業概要 (5)事業費参考価格の記載。 を鑑みますと、総括企業は、代表構成員(第一工区)を担当する企業になるため。	出資を伴う企業の中から、出資額が最大の企業を「総括企業」とすることとしています。従って、応募要項上は、それぞれの役割が違うことから、別々に位置づけておりますが、結果として、代表構成員(第一工区)が総括企業となる場合も想定されます。
15	応募要項	6	8(1)①	総括企業の役割と責任区分は、「拡大共同企業体」の協定の中で企業体独自に定める、という認識で問題ないでしょうか。	そのとおりです。
16	応募要項	6	8(1)①	総括企業、設計企業、工事監理企業を、1つの企業がすべて担うことは可能でしょうか。	可能です。 なお、総括企業は、出資を伴う企業の中から、出資額が最大の企業とすることや、施工企業と工事監理企業は兼務できないことにご注意ください。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
17	応募要項	6	8(1)①	施工企業(代表構成員(第一工区))、施工企業(代表構成員(第二工区))、施工企業(第三工区)を1つの企業がすべて担うことは可能でしょうか。	第一工区の施工企業(代表構成員)、第二工区の施工企業(代表構成員)及び第三工区の施工企業をすべて1つの企業が担うことも可能です。
18	応募要項	6	8(1)①	一次下請け以下の企業は各工区とも同一企業に発注してよろしいでしょうか。	一次下請以下の企業は、各工区とも同一企業に発注していただいても構いません。
19	応募要項	6	8(1)①	「県内企業を構成員とすること。」と記載がありませんが、県外企業を構成員とする事は可能と理解して宜しいでしょうか。	構成員について、県内・県外の区別はありません。なお、県内企業については、その登用を審査の評価項目として設定しております(審査基準3(1)②参照)。
20	応募要項	7	8(1)③	様式集とはどこに掲示されていますでしょうか。または、いつ提示されますでしょうか。	6月7日、ホームページ上に公開しましたので、ご確認ください。
21	応募要項	7	8(1)③	「拡大共同企業体は拡大共同企業体協定書(様式集参照)に、個別企業体は工区ごとに個別共同企業体協定書(様式集参照)に基づく協定をそれぞれ締結してください。」とありますが、内容の確認ができませんため別途、質問の機会を頂きたく御願い致します。また早期の掲載を御願い致します。	協定書の参考様式は、第2回の質問受付期間中に、公表する予定としております。 質問については、第2回の受付期間に質問書をご提出ください。
22	応募要項	7	8(1)④	複数の企業で設計企業を構成する場合の構成員の上限は設定されているのでしょうか。	設計企業として複数の企業が参加する場合、数は任意としており、上限はありません。
23	応募要項	7	8(1)④	第一工区、第二工区とも、構成員の上限は3者となっておりますが、3者を超えることは可能でしょうか。	第一工区及び第二工区について、構成員の上限は3者としておりますので、3者を超えることはできません。
24	応募要項	7	8(1)④	施工企業における構成員の数を制限されておられますが、第三工区においても、県内企業の幅広い参画を促すためにも、個別共同企業体を構成することも認めていただくことは可能でしょうか。	工事内容、規模等を勘案し、構成員の上限を設定しております。拡大共同企業体に参加する第三工区の企業は1者としてください。
25	応募要項	7	8(1)④・⑥	施工企業における構成員の数を制限されておられますが、事業費参考価格から第一工区や第二工区の工事価格を想定しますと、出資比率が25%であっても工事価格が相当大きいものとなり、県内企業の参入が非常に厳しくなると考えられますので、第一工区と第二工区については、出資比率を下げ、構成員の数を制限なしにすることはできないでしょうか。	工事内容、規模等を勘案し、構成員の上限を設定しております。拡大共同企業体に参加する第一工区及び第二工区の構成員の数はそれぞれ3者までとし、出資比率は8(1)⑥に記載のとおりとしてください。
26	応募要項	7	8(1)⑤	「構成員(第一工区)と構成員(第二工区)は、同一の企業が兼ねることはできない」とありますが、代表構成員は各工区を兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
27	応募要項	7	8(1)⑤	「片方の工区の代表構成員」が「もう片方の工区その他の構成員」を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
28	応募要項	7	8(1)⑥	施工企業の工事費の出資比率について、比率が指定されていますが、1社あたりの比率を指定されたもののでしょうか。	そのとおりです。
29	応募要項	7	8(1)⑦	一次審査において施工企業(ゼネコン)が設計企業として参加し、その企業が施工企業としても参加することは可能でしょうか。	可能です。
30	応募要項	7	8(1)⑦	一次審査に参加していないゼネコン設計部門が、二次審査において選定設計事務所と共同企業体を組成することは可能でしょうか。	可能です。
31	応募要項	7	8(1)⑦	「一次審査において技術提案書を提出した他の参加者を含めることは認めない」とありますが、劇場コンサルタント、音響設計、ホール舞台機構等の専門分野における協力事務所が一次審査で他の参加者の協力事務所として含まれていた場合、二次審査において協力事務所として含める事は可能でしょうか。	拡大共同企業体の外部に、協力事務所として含めることは可能です。
32	応募要項	7	8(2)②	「徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。」とありますが、これは、応募要項p.9、設計企業の参加資格④における「参加資格業者名簿に登載されている者又は当該名簿への登載要件を満たす者であること。」の条件が、複数の者が設計企業として参加する場合はその設計企業全者にかかることを意味するとして間違いはないのでしょうか。	そのとおりです。
33	応募要項	8	8(2)⑩	「審査委員会の委員の所属する企業と資本面又は人事面で関係のない者であること」と規定されていますが、現在審査員の所属する大学に所属している者は関係のある者とみなして、参加要件を満たさないと考えてよろしいのでしょうか。	「人事面で関係がある」というのは、資本面に影響を及ぼすような関係を意図したものであり、単に同一団体に所属することをもって「人事面で関係がある」とみなすものではありません。 (人事面で関係があるとみなされる例：一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合)
34	応募要項	8	8(2)⑩	「審査委員会の委員の所属する企業と資本面又は人事面で関係のない者であること」と規定されていますが、過去に審査員の所属する企業に所属していたものの、現在は資本、人事面で関係がない場合は参加要件を満たすという解釈でよろしいのでしょうか。また、過去に審査員が所属していたことのある企業の参加要件も同様に解釈してよろしいのでしょうか。	そのとおりです。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
35	応募要項	8	8(3)	一次審査前の確認事項では一級建築士のみが条件となっているが、二次では用途及び規模の実績が要求されています。実質二次の資格要件を満たせなければ参加できないのでしょうか？	一次審査は、実績要件(応募要項8(3)②)を満たしていなくても参加が可能です。その場合、二次審査から拡大共同企業体に加わる企業において、実績要件(応募要項8(3)②)を満たすこととしてください。
36	応募要項	8	8(3)	二次審査前の確認事項②③を有しない設計企業が、一次審査で選出され、二次審査にあたって拡大共同企業体を構成する時に、②③を有する設計企業との構成ができなかった場合には参加資格を失うと考えてよろしいでしょうか。	応募要項15(9)に示す無効要件の「ウ 参加資格要件を満たさない者」に該当し、無効となります。
37	応募要項	8	8(3)	「一次審査前の確認事項:①の要件を満たすこと、二次審査前の確認事項:①・②・③の要件を満たすこと」とあることから、一次審査の参加表明時は単独企業での応募とし、選定設計者となった後の二次審査の参加表明時に②③の要件を満たす設計事務所(一次の応募をしていない者)を加えた複数の設計企業として施工企業との拡大共同企業体を構成することは参加資格要件を満たすと考えて良いか。	そのとおりです。
38	応募要項	8	8(3)	一次審査を通過し、二次審査に進む際、二次審査では再度、資格要件の①②③を満たす設計事務所とのJVを組むことができる、ということでしょうか？その際、1次審査に提出し、非選出の事務所とのJVは可能でしょうか？	一次審査を通過し、二次審査に進む際、参加資格要件8(3)を満たす設計事務所と拡大共同企業体を組むことができますが、その場合、一次審査において非選出となった設計事務所は参加することはできません(応募要項8(1)⑦参照)。
39	応募要項	8	8(3)	一次審査前の確認事項と二次審査以降の条件が異なるため、選定設計者以外が二次審査以降参加し、その企業が満たしていれば可という理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件8(3)②③については、選定設計者以外が二次審査以降参加し、その企業が満たしていれば構いません。ただし、一次審査において非選出となった設計事務所は、二次審査に参加することはできませんので、ご注意ください(応募要項8(1)⑦参照)。
40	応募要項	8	8(3)	一次審査での提案者が設計企業の資格①のみしか満たせていない場合、一次審査に提出できますが管理技術者(設計)には配置されないこととなります。その場合、共同企業体内での選定設計者の役割はどのようなものを想定されておりますでしょうか。	管理技術者(設計)は、設計業務を円滑かつ確実に遂行するために配置いただくものであり、設計業務の全体の決定権者となるものではありません。設計業務は、共同企業体に参加する設計企業全者で協議しながら進めてください。
41	応募要項	8	8(3)	(1)総則の⑦に記される通り、「一次審査で選定設計者とならなかったゼネコン」が「設計企業及び工事監理企業」ではない役割として選定設計者と拡大共同企業体を構成した場合、(3)設計企業の資格の②のイの規定にある「条件aに該当する施工実績を有する代表構成員」とみなすことは可能でしょうか。	可能です。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
42	応募要項	8	8(3)	一次審査でもJVで提出することは可能でしょうか？	複数の者による設計企業の共同企業体として一次審査に参加することは可能です。 ただし、施工企業及び工事監理企業を含めた拡大共同企業体による参加は二次審査以降としてください。
43	応募要項	8	8(3)②	実施設計業務実績は何件記載が必要でしょうか。	実施設計の業務実績は1件記載していただきます。様式3-1を参照してください。
44	応募要項	8	8(3)②	設計企業に求められる実績として、用途の「観覧場」とは、観覧場付体育館もしくは、アリーナも含まれるということでしょうか。	そのとおりです。
45	応募要項	8	8(3)②	用途の観覧場は競技場スタジアムを含みますでしょうか。	競技場スタジアムを含みます。
46	応募要項	8	8(3)②	「ア」の用途を含む複合施設の場合について、複合施設の延べ面積をもって「イ」の条件を満たすかどうか判断してよいでしょうか。「ア」に該当する用途の部分のみで、判断するのでしょうか。	複合施設の場合、社会通念上アの用途に該当すると判断される部分について、イに示す客席数又は面積要件を満たす必要があります。
47	応募要項	8	8(3)②	(3)-②-アの用途のいずれかに該当し、新築工事の実施設計業務の元請として履行した実績が15,000㎡以上について、アの用途のみで15,000㎡以上の実績が必要でしょうか。若しくはアの用途に付属する、駐車場・機械室等も全て含んだ面積を実績としてもよろしいでしょうか。	複合施設の場合、社会通念上アの用途に該当すると判断される部分について、イに示す面積要件を満たす必要があります。
48	応募要項	8	8(3)②	用途が複合した施設の一部がア項の用途に該当することをもって、参加要件とする場合には、その根拠として、平面図に該当する用途部分の色塗りをし、当該部分の面積表の提出が必要であると考えてよろしいでしょうか。	複合施設の場合、社会通念上アの用途に該当すると判断される部分について、図面等を元に算出していただく必要がありますが、算出のための資料の提出は不要です。 ただし、記載内容が虚偽であった場合は、応募要項15(9)に示す無効要件のイに該当し、無効となります。
49	応募要項	8	8(3)②	イ項a1500席以上の席数を有する、b1000席以上の席数を有する、という記載は、例えば大ホールのみでその座席数を有するものと考え、同じ施設の中にある大ホールと小ホールの合算してこの席数以上となるものは含まれないと考えてよろしいでしょうか。	複合施設の場合、社会通念上アの用途に該当すると判断される部分について、イに示す客席要件を満たす必要があります。 したがって、大ホールと小ホールを有する施設の場合、合算席数で判断します。
50	応募要項	8	8(3)②	イ項a1500席以上の席数を有する、b1000席以上の席数を有する、という記載は、劇場(音楽堂を含む)の大規模改修案件も含まれるのでしょうか。	新築工事を対象としていますので、大規模改修案件は含まれません。
51	応募要項	8	8(3)②	①条件a、bは官民間わないと考えてよろしいでしょうか。 ②実績確認の提出書類について具体的にご教示下さい。 ③客席数は身体障がい者席も含むと考えてよろしいでしょうか。	①官・民を問いません。 ②PUBDIS、CORINS、契約書の写し等、実績内容が確認できる書類を提出してください。 ③身体障がい者席を含みます。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
52	応募要項	8	8(3)②	「履行した実績」とは「契約業務が完了した」という解釈で宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりです。
53	応募要項	8	8(3)②	「新築工事の実施設計業務の元請として履行した実績」について、国外の実績でもよろしいでしょうか。	日本国外での実績も該当します。
54	応募要項	9	8(3)③	(3)設計企業の資格の③に記されている「参加表明書」は二次審査の参加表明書を指すのでしょうか。	そのとおりです。
55	応募要項	9	8(3)③	配置予定技術者について、構造、電気設備、機械設備の専門分野については、協力事務所より配置することは可能でしょうか。上記が可能な場合、協力事務所について他の参加者と重複することは可能でしょうか。	配置予定技術者は、協力事務所ではなく、拡大共同企業体の構成員となる設計企業、工事監理企業又は施工企業に所属する者としてください。
56	応募要項	9	8(3)④	「令和2・3年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿に記載されている者又は当該名簿への記載要件を満たす者であること。」とありますが、複数の者が設計企業として参加する場合、設計企業として参加する構成員の1社が満たせばよろしいでしょうか。	同資格要件について、複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する企業の全てが満たす必要があります。
57	応募要項	9	8(3)④	「優先交渉権者決定後の確認事項:④の要件を満たすこと」とあり、④で「令和2・3年度の参加資格者名簿に記載されている者又は当該名簿への記載要件を満たす者であること」とあるが、優先交渉権者決定までに参加資格者名簿に記載される必要があるということか。	優先交渉権者決定時点で参加資格者名簿に記載されていない場合は、優先交渉権者決定後、当該名簿への記載要件を確認できる書類の提出を求め、事務局で要件を満たすかどうか確認いたします。
58	応募要項	9	8(3)④	令和2・3年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿には、いつまでに掲載されている必要があるのでしょうか。	優先交渉権者決定時点で参加資格者名簿に記載されていない場合は、優先交渉権者決定後、当該名簿への記載要件を確認できる書類の提出を求め、事務局で要件を満たすかどうか確認いたします。
59	応募要項	9	8(3)④	令和2・3年度徳島県一般競争入札参加資格がない場合、新規で申請を受け付けていただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者決定時点で参加資格者名簿に記載されていない場合は、優先交渉権者決定後、当該名簿への記載要件を確認できる書類の提出を求め、事務局で要件を満たすかどうか確認いたします。
60	応募要項	9	8(4)②	工事監理企業に求められる実績として、用途の「観覧場」とは、観覧場付体育館もしくは、アリーナも含まれるということでしょうか。	そのとおりです。
61	応募要項	9	8(4)②	「ア」の用途を含む複合施設の場合について、複合施設の延べ面積をもって「イ」の条件を満たすかどうか判断してよいでしょうか。「ア」に該当する用途の部分のみで、判断するのでしょうか。	複合施設の場合、社会通念上アの用途に該当すると判断される部分について、イに示す客席数又は面積要件を満たす必要があります。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
62	応募要項	10	8(5)①	本工事の施工企業の構成員となり得る者が、令和3年9月30日迄県土整備部発注の手持ち工事・低入工事減点措置期間中の場合、本工事の審査・選定に点数が影響するのでしょうか。	応募要項8に示す参加資格要件を満たしていれば、手持ち工事の有無や低入札工事減点措置期間であることは審査に影響しません。
63	応募要項	10	8(5)②	元請としての施工実績の資格要件を定めておられますが、元請としての施工実績が共同企業体での場合、代表構成員ではなく構成員の場合での実績でもよろしいのでしょうか。その場合、出資比率の制約等はございますでしょうか。	共同企業体としての実績である場合、代表構成員か構成員かの区別、出資比率等の制約はありません。
64	応募要項	10	8(5)②	代表構成員の参加資格要件のうち施工実績について、掲げられている用途は、建築基準法で定められている用途を指し、建物竣工時の検査済証に記載の用途をもって実績とみなすのでしょうか。	社会通念上アの用途に該当するかどうかで判断し、検査済証に記載の用途をもって判断するものではありません。
65	応募要項	10	8(5)②	施工企業の工事实績を証明する書類で、CORINS等の第三者による証明書がない場合は、契約書、設計図書等にて工事概要をお示しすればよろしいでしょうか。	そのとおりです。
66	応募要項	10	8(5)③	配置技術者の工事实績を証明する書類で、CORINS等の第三者による証明書がない場合は、所属会社の従事証明で良いという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
67	応募要項	10	8(5)③	本項記載の配置技術者について、総括責任者以外において着工時の配置予定を確定することは現時点では難しいため、条件を満たす技術者を配置することを確約する書面等の提出で宜しいでしょうか。あるいは条件を満たす限り、技術者の変更を認めていただけますでしょうか。	書類提出時に予定している配置予定技術者を記載し、提出してください。優先交渉権者決定後に配置予定技術者を配置できなくなった場合は、失格要件に該当しますが、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りではありません。
68	応募要項	10	8(6-1)	「同一人物が下記に示す配置予定技術者を兼任することは認めない。」とありますが、設計の管理技術者、工事監理の管理技術者が総括責任者を兼任することは可能でしょうか。	認められません。
69	応募要項	10	8(6-1)	協力事務所を加えることは可能でしょうか。また配置予定者は協力事務所からの配置は可能でしょうか。雇用関係が必須条件となりますでしょうか。	拡大共同企業体の外部に、協力事務所を加えることは可能です。ただし、配置予定技術者は、協力事務所ではなく、拡大共同企業体の構成員となる設計企業、工事監理企業又は施工企業に所属する者としてください。
70	応募要項	11	8(6-2)	総括責任者について、グループ内の取りまとめや県との調整業務を主とすることから、優先交渉権者選定後全体竣工まで配置し、但し他の事業との兼務は可能と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。



「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
71	応募要項	11	8(6-2)	<p>・総括責任者は、設計業務、工事監理業務、工事及び設計意図伝達業務の取りまとめ役として、事業全体の進捗管理を行い、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。また、県との調整業務を担うこととする。</p> <p>・総括責任者は共同企業体の総括企業に所属する者であること。</p> <p>との記載がありますが、設計企業の設計責任につきましても、総括企業が責任を負うことになるのでしょうか。</p>	<p>拡大共同企業体の参加企業は、「本事業に係る各業務の委託契約及び工事の請負契約の履行」並びに「下請契約その他の本事業の実施に伴い拡大共同企業体が負担する債務の履行」に関して、連帯して責任を負うものとします。</p> <p>なお、工程管理、資金管理方法等の拡大共同企業体の運営に関する個別事項については、協定書に基づいて設置する参加企業から成る運営委員会において協議の上決定してください。</p>
72	応募要項	11	8(6-2)	<p>総括責任者には資格要件、業務経験は求めないのでしょうか。</p>	<p>総括責任者の参加資格要件は、8(6-2)のとおりであり、業務経験は求めておりません。</p>
73	応募要項	11	8(6-3)	<p>記載の①～⑤(管理技術者等)の技術者のほかに専門分野の技術者を追加してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>必要に応じて専門分野の技術者を配置いただいて差し支えありません。</p>
74	応募要項	11	8(6-3)	<p>設計企業の技術者について、複数の設計企業で応募する場合、それぞれの役割における技術者を複数名としてよろしいのでしょうか。</p>	<p>①管理技術者(設計)は1名としてください。</p> <p>②～⑤の設計業務担当技術者は、それぞれについて複数の技術者を配置いただいて差し支えありません。</p> <p>なお、工事監理企業及び施工企業についても同様(施工企業の場合は、工区ごとに配置する現場代理人、監理技術者は1名ずつ)です。</p>
75	応募要項	11	8(6-3)	<p>「業務経験を有する」とは「管理技術者として携わった」ということでしょうか。そうでなければ、業務経験の定義(立場等)をご教示ください。</p>	<p>新築工事の実施設計業務を元請として履行した業務経験を有していることを求めるもので、管理技術者に該当していたかどうか等の立場の規定はありません。</p>
76	応募要項	11・12	8(6-3) 8(6-4)	<p>設計企業の業務実績として記載する業務と、管理技術者(設計)の業務実績として記載する業務は同一業務でも可能でしょうか。</p> <p>また、管理技術者(設計)及び管理技術者(工事監理)の業務実績として、設計・工事監理業務一体となった業務実績でも可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
77	応募要項	13	8(6-5)①	<p>現場代理人及び監理技術者の常駐は、着工時点からという理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>各工事の着工時点からとなります。</p>
78	応募要項	13	8(6-5)①	<p>代表構成員が第一工区と第二工区を兼ねる場合、現場代理人は、第一工区と第二工区を兼任することが可能でしょうか。</p>	<p>第一工区と第二工区の代表構成員は兼ねることができますが、第一工区と第二工区の現場代理人の兼任は認められません。</p>
79	応募要項	13	8(6-5)②	<p>代表構成員が第一工区と第二工区を兼ねる場合、監理技術者は、第一工区と第二工区を兼任することが可能でしょうか。</p>	<p>第一工区と第二工区の代表構成員は兼ねることができますが、第一工区と第二工区の監理技術者の兼任は認められません。</p>

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
80	応募要項	13	8(6-5)②	管理技術者の資格として、一級施工管理技士に限定となりますでしょうか。一級建築士では不可でしょうか。	一級施工管理技士の他、一級建築士その他建築工事業(建築工事一式)の監理技術者となりうる国家資格等を有していれば可とします。
81	応募要項	14	9(1)④	入札参加資格を支社に委任している場合、建築士事務所登録証明書は委任先(支社)の証明書を提出すれば宜しいでしょうか。	そのとおりです。
82	応募要項	14	9(1)⑤	参加資格の確認結果は令和3年6月16日(水)までと記載ありますが5スケジュール(P4)では6月16日(水)~6月18日(金)とあります。6月18日(金)までと考えてよろしいでしょうか。	原則、6月16日までに、県から参加資格確認結果を通知いたします。 6月16日までに参加資格確認結果が届かなかった方につきましては、6月17日までに県に連絡をいただくこととしており、その方に対しては6月18日までに参加資格確認結果を通知いたします。
83	応募要項	16	10(1)③	提出方法は郵送とありますが、持参してもよろしいでしょうか。	コロナ禍での対面接触をさけるため、持参は不可です。
84	応募要項	16・18	10(1)③・ 10(2)③	技術提案書等の提出方法について、郵送の記載がありますが、バイク便等は使用可能と考えて宜しいでしょうか。	信書便事業者であれば可能です。
85	応募要項	16	10(1)⑤	A3版×3枚では、要求水準書に記載されている内容が達成されていることを表現するのは困難だと思われます。一次審査では要求水準書上の細かなスペックの整合性は問われないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書は、発注者として現時点での要求事項のうち、設計・施工に関わる要素を全てまとめたものです。「4要求水準」の冒頭にも記載したとおり、施設計画への影響に応じて、「下線」を付しておりますので、このことも踏まえつつ、審査基準の別表1でお示した評価項目を参考に、A3版3枚の範囲でのご提案を求めています。
86	応募要項	16	10(1)⑤	「図書の1枚目に分かりやすく表示すること。」と記載がありますが、タイトルとは何を指すのでしょうか。今回の建物のコンセプトを書くということよろしいでしょうか。	技術提案書を識別するため、作品名を示すタイトルをご提案ください。 なお、施設の名称は別途、県で決定するため、施設の名称の提案を求めるものではありません。
87	応募要項	17	10(1)⑦	「様式集の留意事項を遵守してください」と記載がありますが、技術提案書の体裁としては、自由様式となっており、令和3年5月28日(金)時点でホームページ上にも、様式集の情報は掲示されておられません。技術提案書の体裁の項目より読み取れない留意事項等があればご教示いただけませんか。	6月7日、ホームページ上に公開しましたので、ご確認ください。
88	応募要項	18	10(2)⑤	二次審査用技術提案書については応募者名は表示して宜しいでしょうか。	差し支えありません。
89	応募要項	19	10(2)⑥	様式集とはどこに掲示されていますでしょうか。または、いつ提示されますでしょうか。	6月7日、ホームページ上に公開しましたので、ご確認ください。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
90	応募要項	23	12	設計業務の契約に関して、徳島県と優先交渉権者が見積合の上で設計業務を契約する事となっておりますが、この場合の契約先は、拡大共同企業体、もしくは設計企業のどちらとなりますでしょうか。	「拡大共同企業体の設計企業」ではなく、「拡大共同企業体」を指します。
91	応募要項	23	12・13	設計・工事・工事監理業務の各契約は、拡大共同企業体での契約という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
92	応募要項	23	12・13	契約にあたっては、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款」や「民間(七会)連合協定工事請負契約約款」をベースに契約条件の協議が出来るという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
93	応募要項	23	13	「設計を実施しながら工事等の価格等の交渉を行い・・・合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約交渉を進める」とありますが、設計の途中又は完了段階でその計画を中止し次点交渉権者の設計、施工提案に変更される可能性があるということでしょうか。	そのとおりです。
94	応募要項	23	13	設計業務の契約後、「優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとします。」とありますが、仮に、工事金額の合意がなされないときは、工事請負契約の締結に至らないのみで、ペナルティー等はないという理解でよろしいでしょうか。	設計業務の完了後、工事又は工事監理業務の契約交渉が不成立となった場合、それに伴うペナルティはありません。ただし、価格等の交渉により設計業務が完了しない場合、契約の解除やそれに伴う措置を求める場合があります。
95	応募要項	24	14(2)	記載項目における特殊な技術とは、特許だけでなく、応募者のノウハウも含まれると考えて宜しいでしょうか。	特許技術に限ることなく、広く提案を募るものです。
96	応募要項	25	15(1)	一次審査の結果、選定された提案者名、提案内容は公開されますでしょうか。	県は、一次審査の選定設計者名を公表する予定です。なお、県において選定された提案内容を公表しませんが、選定設計者は、本事業への参加を希望する施工者からの請求に応じて、既に共同企業体を構成している場合などを除いて、技術提案書を提示していただくこととしております。また、本プロポーザル終了後、技術提案書をまとめた作品集を作成することを予定しています。
97	応募要項	25	15(1)	一次審査での選定設計者が施工社との共同企業体を構成した上で二次審査に参加する時、技術提案書通りに工事費を見積もった時に、予定価格を超過した場合には、当該共同企業体は参加資格を失うと考えてよろしいでしょうか。	応募要項15(8)に示す失格要件のイ「参考見積価格が応募要項で示す上限価格を超過している場合」に該当し、失格になります。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
98	応募要項	25	15(1)	一次審査で選定された設計案の建設費が、事業費想定価格を超過することが共同企業体で想定された場合、二次審査に提出する技術提案書の設計案の変更を行うことは可能でしょうか。 可能な場合、その変更の許容範囲をお教え願います。(具体的には、コンセプト変更が無ければ階数変更等まで可能等)	ご質問いただいたケースの場合、失格要件への抵触を避ける必要があるため、価格の調整が優先となります。その上で、コンセプトの大きな変更が無い範囲で変更することは可能です。この場合、具体的な変更可能範囲を事前にお示しすることは困難ですが、一次審査時点の提案内容において特徴的であった項目については、審査員からの評価を受けている可能性が高いことから、当該項目を変更する場合は、二次審査において、変更の理由や代替案の内容を丁寧に説明していただく必要があります。
99	応募要項	25	15(1)	一次審査で選定された設計案に対し、二次審査において施工者と共同企業体が構成されなかった場合、その設計案は二次審査において失格となりますでしょうか。	応募要項15(9)に示す無効要件のウ「参加資格要件を満たさない者」に該当し、無効になります。
100	応募要項	25	15(1)	「すでに共同企業体を構成している場合は、この限りではない」とありますが、その場合他の施工者から技術提案書の提示要求に対し具体的な拡大協同企業体の構成を明らかにせずとも提示を拒否して良いということでしょうか。	そのとおりです。
101	応募要項	25	15(3)	「選定設計者を含む二次審査の応募者には、賞金を支払うこととします。」とありますが、具体的にはどういった内容でしょうか。ご教示願います。	検討中です。
102	審査基準	3	2(1)	一次審査はあくまで設計構想の評価であり、施工の提案は評価外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
103	審査基準	4	2(2)	一次審査において審査された評価点数については、二次審査にも評価点数が持ち越されるかどうかご教示ください。	一次審査における評価点数の、二次審査への持ち越しは行いません。
104	審査基準	5	2(3-1)①	「提案者から提出される資格審査に関する書類をもとに、提案者が参加資格を満たしているか否かを事務局において確認」と記載がありますが、「応募要項」9.参加表明書の提出④.提出書類には、実績等証明する書類の提出は求められておりません。どのように証明すればよろしいでしょうか。また、証明のための書類の提出が必要な場合、履行日のわかる業務委託契約書や延床面積又は客席数のわかる図面や掲載雑誌等を参加表明書とともに提出すればよろしいでしょうか。	6月7日、ホームページ上に公開した様式集をご確認ください。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
105	審査基準	6	2(3-2)	二次技術提案書において、一次審査時点の施設計画などからさらに最適化を目指すための変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	コンセプトの大きな変更が無い範囲で変更することは可能です。この場合、具体的な変更可能範囲を事前にお示しすることは困難ですが、一次審査時点の提案内容において特徴的であった項目については、審査員からの評価を受けている可能性が高いことから、当該項目を変更する場合は、二次審査において、変更の理由や代替案の内容を丁寧に説明していただく必要があります。
106	審査基準	別表1	別表1	一次審査の技術提案書の作成において、事業費参考価格の工事費を超過しないことを意識して提案をすることは、設計者の責務だと考えます。評価項目、視点の中に上記に関する記述が見当たりません。審査においてはこの視点についても配慮いただけると考えてよろしいですか。	前段のご意見については、一次審査にご応募いただく際の設計企業の心構えとして、二次審査から参加いただく施工企業に対する誠実な対応と考えられるものであり、事務局としても同意いたします。 一方で、一次審査では、事業費の提示までは求めておらず、金額での判断は行いませんが、専門家である審査員により、提案内容と想定事業費との乖離の可能性についても考慮していただくことを予定しており、参考価格を超過すると判断される提案については、選定対象に残ることは困難と考えます。
107	審査基準	別表2	別表2	提案時参考見積書における価格評価点の計算方法は、公表されるという理解でよろしいでしょうか。	価格の評価については、別表2のDに示した評価の視点により、審査員が総合的に判断し、評価します。
108	審査基準	別表2	別表2	一次審査で選定された技術提案の計画内容は、二次提案においてどこまでの変更が許されますか。例えば事業参考価格以下に収めるために全体の床面積を圧縮する、各所の高さを圧縮するなどには可能でしょうか。また、その場合の制限値など具体的な許容度をお示ください。	コンセプトの大きな変更が無い範囲で変更することは可能です。この場合、具体的な変更可能範囲を事前にお示しすることは困難ですが、一次審査時点の提案内容において特徴的であった項目については、審査員からの評価を受けている可能性が高いことから、当該項目を変更する場合は、二次審査において、変更の理由や代替案の内容を丁寧に説明していただく必要があります。
109	審査基準	別表2	別表2	2次審査において、見積価格の下限(調査基準価格、最低制限価格等)の設定はございますでしょうか。	見積価格の下限(調査基準価格、最低制限価格等)の設定はありません。
110	要求水準書	7	第2章1	江戸、明治初期、水運の拠点となっているので蔵屋敷や商業活動があったと思いますが、その様子をご教示いただけないでしょうか。また、江戸、明治初期の当該地の文献、写真などの資料提供をお願いできませんでしょうか。	県立文書館で所蔵している当該期の絵図・写真について、【参考資料14】として提供しますので、参照ください。また、徳島市立徳島城博物館のホームページ内にある「とくしまヒストリー」のコーナーで、城下町徳島の様子を知ることができますので、参照ください。 (「とくしまヒストリー」のURL: <a href="https://www.city.tokushima.tokushima.jp/johaku/meihin/page02-00/tokushimahistory.html">https://www.city.tokushima.tokushima.jp/johaku/meihin/page02-00/tokushimahistory.html</a> )

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
111	要求水準書	7	第2章1	阿波おどりについて、詳細な情報をいただけないでしょうか。また、演舞場以外に道路を歩行者天国にするなどのことは行われていますか。	<p>阿波おどりの起源は、1587年(天正15年)、阿波藩祖・蜂須賀家政が徳島城落成の祝賀行事として無礼講を許したことを起源だとする「築城起源説」や、蜂須賀入国以前の三好氏統治時代に、既に阿波おどりの原形とみられる盆踊りが行われていたとする「風流踊り起源説」、「組踊り」「ぞめき踊り」「俄」等の民衆芸能が発展したものだとする説などがあります。</p> <p>江戸期においては、民衆の間でさかんに盆踊りが踊られる一方、阿波藩の重要財源となる特産物「阿波藍」の取引によって財を蓄えた藍商人たちによって経済的援助を受け、さらに、上方の芸能的要素が加わることで、豪華な盆踊りへと発展しました。加えて、幕末・維新期の「ええじゃないか」の要素が加わることによって、今日の踊りの原型が創造されていったとされます。明治期においては、阿波藍が安価なインド藍や化学染料の輸入によって地位低下にみまわれ、徳島経済が低迷するとともに、社会面では庚午事変、日清・日露戦役、伝染病流行等による盆踊り中止などがなされましたが、これらを越えて民衆の間では踊りが伝承され、発展していきました。</p> <p>昭和期においては、日中戦争や第二次世界大戦中の開催中止を間にはさみ、観光客誘致に取り組む過程で、阿波おどりの大規模化につながっていきました。現在においては、阿波おどり発祥の地である徳島市の阿波おどりは、毎年8月12日から15日に徳島市内中心部を会場に開催されています。開催時刻の午後6時から10時30分までの間、会場一帯は車両通行規制によって歩行者天国となり、あちらこちらで踊りの輪が広がり、大勢の踊り子や観光客で賑わっています。</p> <p>会場内には、大規模な仮設観覧席を設置し、チケットを購入すると入場できる「有料演舞場」が4か所、中小規模の仮設観覧席を備え、誰もが見物できる「無料演舞場」が3か所、仮設観覧席のない「おどり広場」「おどりロード」が5か所設けられます。</p> <p>また、開催前日に「前夜祭」(8月11日)、当日昼間に「選抜阿波おどり」(8月12～15日)という有名連による有料のステージ公演が徳島市内のホールで開催されています。徳島市の阿波おどりは、例年延べ100万人を超える人出となっています。</p>

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
					※演舞場のデータは令和元年度のデータによるもの。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の阿波おどりは開催中止となっており、直近の開催状況(令和元年度)は、徳島市ホームページ内にある「阿波おどり」のコーナーに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。 (徳島市ホームページURL: <a href="https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kankou/awaodori/index.html">https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kankou/awaodori/index.html</a> )
112	要求水準書	7	第2章1	阿波おどり演舞場を当該地に計画可能でしょうか。	新ホール建設予定地の西側(JR牟岐線の西側)では例年、阿波おどりの開催期間中、長さ110m、収容人数約2800名の敷席を備えた市役所前演舞場(有料演舞場)が開設されています。阿波おどり開催期間中、徳島市中心部においては、4つの有料演舞場のほか、地域住民や企業等が設置する踊り会場が、公道や公園等の空間を利用して設けられています。新たな阿波おどり演舞場を設置する場合、開設者や運営主体、設備、設置費用、観客の安全性、参加する阿波おどり連の意見等、様々な要素を検討することが必要となります。 ※演舞場のデータは令和元年度のデータによるもの。
113	要求水準書	7	第2章1	旧徳島市文化センター跡地において新ホール整備が進められていますが、当該敷地が選定された理由、経緯、他の立地候補地の有無等について教えていただけますでしょうか。	「県市協調新ホール整備基本計画」1～2ページに記載しております、「「新ホール整備」検討の経緯」を参照ください。
114	要求水準書	8	第2章1(2)	「幅広い方々が参加できるプログラムを、新ホールを中心に開催し」とありますが、現時点で具体的に想定されている計画はあるのでしょうか？また、技術提案書の中で具体的なプログラムを提案することは可能でしょうか？	「県市協調新ホール整備基本計画」24～25ページに「事業展開の方向性」を示していますが、詳細については、今後「管理運営計画(仮称)」で定めることとしています。なお、技術提案書の中で具体的なプログラムを含めて提案することは可能です。
115	要求水準書	10	第2章2	とくぎんプラザと公民館の東側道路出入口付近に貨物車専用駐車場が現状設置されています。新たに建物を建築する際には駐車場はないものとして考えてよろしいでしょうか。	貨物車専用駐車場の扱いについては、今後、警察、道路管理者の協議により決定します。
116	要求水準書	16	第3章1(1)	「今後の新たな文化芸術ホールのあり方を社会に向けて示すことを意識した大胆なモデルの提案を求める」とありますが、将来的に敷地外への広がりも視野に入れた提案をおこなってもよいということでしょうか？	本事業は提示した敷地内で実施することを予定しておりますが、本事業の効果が敷地外に波及(まちづくり等)するものとなることを期待しています。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
117	要求水準書	16	第3章1(1)	「県市協調新ホール整備基本計画」p29、近隣施設との連携において、既存近隣施設との連携方針が示されていますが、本プロポーザルにおけるプランでの連携提案はこちらに記載された施設に限るものでしょうか？	「県市協調新ホール整備基本計画」29ページに記載している連携先に限定されるものではありません。
118	要求水準書	17	第3章1(3)	「年齢・性別・国籍・価値観といった多様性「ダイバーシティ」に対応し」という指摘は施設運営に関するものと認識しますが、多様性を計画・設計に求める意図はどのような点にあるのでしょうか？	年齢・性別・国籍・価値観の違いに関わらず、文化・芸術を通じて、相互理解し合える「場」の象徴となるよう、誰もが来館しやすくなる施設の整備や意匠などの提案を求めるものです。
119	要求水準書	20	第3章2(1)	大ホール棟とコモン棟、小ホール棟はそれぞれ独立した別棟を動線空間でつないだ計画することを想定しているのでしょうか。エキスパンションジョイント等で適切に建物を分節し、対象工区毎に工事を進められれば1棟の建物として計画することも可能でしょうか。	対象工区毎に工事を進められる計画であれば、独立した別棟の計画でも、1棟の建物としての計画でも、どちらでも構いません。 なお、本施設は、大ホール棟とコモン棟、小ホール棟の3棟で構成されることから、各棟の機能に応じて円滑な移動が可能となる動線が設定できるよう、建物配置についてもあらかじめの検討が必要となることに留意してください。
120	要求水準書	20	第3章2(1)	「小ホール棟の敷地には、A地区およびB地区を充てること」とありますが、小ホール棟をA地区とB地区を跨いで計画する事は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
121	要求水準書	20	第3章2(1)	小ホール棟の敷地には、A地区及びB地区を充てることと記載されていますが、P12、13に記載されている小ホール棟の必要諸室の一部は大ホール棟、コモン棟に含めて計画してもよい、と考えてよろしいでしょうか。	原則として、各棟に記載している諸室について、他の棟への配置は不可とします。ただし、「活動部門」又は「管理部門」の一部については、施設利用者や施設管理者の円滑な動線確保を図るなど、管理運営上支障がない配置とできる場合は、部分的に他の棟に配置することは可能です。 なお、「オープンホワイエ部門」の機能については、コモン棟の「広場部門」の「通路」に備える計画とすることは差し支えありません。
122	要求水準書	20	第3章2(1)	2-(1)において「JR牟岐線に新設することを予定している新駅…」とありますが、参考資料10で示されている通り、新駅のホームは市役所側に設置すると考えてよろしいでしょうか。	新駅については、【参考資料1】事業対象地概要図に記載の新駅検討区域内で検討しています。新駅のホームは市役所側にて設置を検討しています。
123	要求水準書	20	第3章2(1)	【参考資料10】跨線橋の設置可能範囲図について、a1～a2の区間とb1～b2の区間で2つの範囲が想定されておりますが、新設される跨線橋の設置は設定されている範囲のどちらか1箇所を想定と考えて宜しいでしょうか。また、新設跨線橋の幅について3m以上の提案についての可否を分かりましたらご教示ください。	跨線橋は1箇所を予定しており、設置可能な区間として2箇所を提示しております。幅員については、提案を踏まえ、徳島県と徳島市において協議の上で決定します。



「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
124	要求水準書	20	第3章2(1)	「新設アクセス道検討区間」が2箇所設定されていますが、新設アクセス道を複数箇所設置する可能性はありますでしょうか。	跨線橋は1箇所を予定しており、設置可能な区間として2箇所を提示しております。
125	要求水準書	20	第3章2(1)	提案内容に跨線橋の形状、構造等を含めることは可能でしょうか。	今後の整備の参考とするため、提案することは可能です。実際の整備にあたっては、提案を踏まえ、徳島県と徳島市において協議の上で決定します。
126	要求水準書	20	第3章2(1)	JR牟岐線新駅の新設と跨線橋の設置を予定しているとありますが、新駅駅舎自体の階数、高さを教えてください。	新駅は現在検討中であり、お示しできません。
127	要求水準書	20	第3章2(1)	埋蔵文化財の状況について、現状把握されている対象物の種類、深さなどについてご開示いただけますでしょうか。	結晶片岩製の「蔵の礎石」と「石垣」が存在しています。礎石と石垣の1個の形状は直方体です。礎石は0.5m×0.3m×0.15mの大きさを基本としますが、最大のもので、0.85m×0.5m×0.25mとなります。石垣は0.8m×0.4m×0.3mの大きさを基本としますが、最大のもので、1.2m×1.0m×0.5mとなります。これらの石が、参考資料9に示した2箇所の範囲内に、集合体として存在しています。「蔵の礎石」及び「石垣」は、標高(T.P.)0.0m～1.3mまでの間に保護すべき埋蔵文化財として存在しています。
128	要求水準書	20	第3章2(1)	A地区敷地内にある埋蔵文化財現地保存範囲について、現状どのように保存(埋め戻しでしょうか)しているかご教示いただけないでしょうか。	現在、発掘調査中です。着工時点では、埋め戻しを終えている予定です。
129	要求水準書	20	第3章2(1)	【参考資料9】埋蔵文化財位置図に記載の埋蔵文化財現地保存範囲について下記保存方法等の条件が分かりましたらご教示ください。 ①埋蔵文化財に関して盛土による保存は可能か。可能な場合、埋蔵文化財が破損しない深さとしてどの程度までの盛土が可能か。 ②埋蔵文化財と計画地盤との間の表層は、どの程度「保護層」を確保すれば良いか。また、保護層を設けた上で歩行・車道部としての利用は可能か。 ③埋蔵文化財と計画建物との必要離隔距離(平面、断面) ④保存範囲上部に建物をオーバーハング(GLは保存範囲に触れない)することは可能か。	①～③盛土による現地保存は可能です。要求水準書でお示したとおり、当該地の埋蔵文化財の歴史的な重要性を踏まえ適切な方策を講じることについて提案いただきたいと思いますと考えております。なお、保護層を設けた上で、歩行・車道部としての利用も可能です。盛土の深さや、埋蔵文化財と計画建物との必要離隔距離については、現時点でお示しできませんが、設計の過程において協議させていただきます。 ④可能です。
130	要求水準書	20	第3章2(1)	埋蔵文化財を発掘地点で露出させ、適切な保存方法を取った上で、建物内部で展示・保存等することは可能でしょうか。	移設することは不可としますが、発掘場所から移設せずに展示を行うものとする提案は可能です。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
131	要求水準書	20	第3章2(1)	埋蔵文化財現地保存範囲について、「現地保存することとしているため、この点に留意して設計すること。」とありますが、適切な保存方法を講じれば、建物の上屋を載せる事もしくは大型トラックを含む車両の通過動線とすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、上屋を載せる場合や車両通過導線となる場合には、標高(T.P.)0.0m～1.3mまでの間に保護すべき埋蔵文化財が存在しているので、上屋の支柱が保存範囲内に存在せず、また、車両等の荷重が分散して地下遺構に影響を及ぼさないような措置を講じる必要があります。
132	要求水準書	20	第3章2(1)	D地区は駐車場及び駐輪場が計画され、建築物の設置を予定していないとありますが、C地区の公園と一体となった整備計画を作成するにあたり、提案の中で建築物を設置計画することは可能でしょうか。	D地区においては、駐車場又は駐輪場の用途に供する建築物又は工作物等のみを計画してください。
133	要求水準書	21	第3章2(1)	廃棄物処理法に基づく有用性を認める方策を提案し、県有施設、市有施設の解体工事費が縮減できる場合、当該工事は提案価格には反映されませんが、審査基準別表2の見積価格の加点対象にはなると考えてよろしいでしょうか。	地下工作物の適切な処理、撤去や地盤改良費用の縮減、環境不可の低減等、審査基準別表2の評価項目及び評価視点により、総合的に評価することとなります。
134	要求水準書	22	第3章2(3)	周辺道路のバス停の位置がわかる資料を頂けないでしょうか？今回の計画に伴って位置を変更する可能性があればその点についてご教示ください。	周辺のバス停の位置につきましては、バスロケーションシステム「とくしまバスNavi「いまドコなん」」を参照ください。なお、現時点では、バス停位置の変更の予定はありません。 (「とくしまバスNavi「いまドコなん」」のURL: <a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/kanko/2017030300121">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/kanko/2017030300121</a> )
135	要求水準書	22	第3章2(3)	バス利用者の動線について、【参考資料1】事業対象地概要図に示されている現状のバス停位置は計画に合わせて変更される可能性はありますか。また、敷地周辺に新たなバス停を設置する予定はありますか。	現時点では、バス停位置の変更や新設の予定はありません。
136	要求水準書	22	第3章2(3)	「道路から敷地北西川の立体交差ポンプ場…」とありますが、上記の立体交差ポンプ場を将来的に撤去する可能性はありますか。	現時点では、撤去の予定はありません。
137	要求水準書	22	第3章2(3)	「搬入口・駐車場への動線は東側道路から(市道00487)から進入する経路とすること。」とありますが、ホール運用に支障が無いことを大前提として第1工区竣工時は仮設ルートでの対応とし、全工区竣工時に本設に切替える工事ステップは可能でしょうか。	可能です。
138	要求水準書	22	第3章2(3)	メンテナンス動線を都市計画道路用地に確保することとありますが、搬入車または自家用車といった他の交通動線と共用としても問題ないでしょうか。	共用に支障がない場合は可とします。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
139	要求水準書	22	第3章2(3)	「道路から敷地北西側の立体交差ポンプ場までのメンテナンス動線を敷地北側の都市計画道路用地に確保すること。」と記載されていますが、同等のメンテナンス動線が敷地内に確保できる場合は、必ずしも当該、都市計画道路用地にメンテナンス動線を設置しなくてもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
140	要求水準書	23	第3章3(1)③	「建築基準法第56条の2第1項ただし書きに規定する許可を受けることを想定した提案を行うことを認めるものとする。なお、許可を受けることが必要な計画を提案した事業者が優先交渉権者に選定された場合にあつては、当該事業者は特定行政庁である徳島市と許可に関する協議を行う必要がある。」と有りますが、協議を行った上で建築審査会での許可は担保されていると考えて宜しいでしょうか。又、仮に許可されない場合のリスクが有る場合はどの程度までであれば許可されると考えて良いかの基準をお示しください。	建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可に関する協議の中で、周囲の居住環境を害するおそれがないものとして整理ができれば、建築審査会において許可される可能性はある旨、特定行政庁である徳島市から回答をいただいております。 なお、他の特定行政庁において、不適格な日影が生じる公園部分が園路や緑地である場合には、通過交通に利用するものとして許可した事例があります。
141	要求水準書	23	第3章3(1)③	敷地内に埋蔵文化財が存在し、地下を掘り下げることが困難とありますが、埋蔵文化財の対象位置以外やB,C,D地区であれば地下を利用することは可能でしょうか。	埋蔵文化財現地保存範囲に抵触しない場合、地下工作物の残置状況、工事費等を勘案のうえ、地下を利用することは可能です。
142	要求水準書	31	第3章3(3)②(ス)	バリアフリートイレのみならず、全てのトイレの便房に緊急通報設備が必要と考えてよろしいでしょうか。	必ずしも全てのトイレの便房に求めるものではありませんが、バリアフリートイレや楽屋機能に供する箇所等、施設の運営上必要となる便房において緊急通報設備を設置することを想定しています。
143	要求水準書	35	第3章3(4)⑤	「駐車場及び駐輪場については、A地区、B地区及びD地区に設けること」と記載がありますが、各地区で必要な台数の想定があれば教えていただけないでしょうか。	各地区のそれぞれの台数については提案によるものとしますので、施設利用者の動線等を配慮の上、適切な台数を設定してください。
144	要求水準書	35	第3章3(4)⑤	基本計画では、一般来場者用の駐車場をD地区に計画しているが、一部をAやB地区に計画することは可能でしょうか。	可能です。
145	要求水準書	35	第3章3(4)⑤	駐輪場はA地区、B地区及びD地区各々に80台以上が必要なのではなく、3地区の合計で80台以上が必要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
146	要求水準書	35	第3章3(4)⑤	C地区並びD地区において、建築物または工作物等を計画することは可能でしょうか。	C地区は、都市計画法上の都市計画施設(都市計画公園)として引き続き区域指定することを想定しているため、設置可能な工作物は、都市公園法・第2条(定義)並びに同法施行令で定める「公園施設」に限定されます。また、遊戯施設などに関しては、技術指針による安全領域の遵守が求められます。建築物に関しては、都市公園法・第4条(公園施設の設置基準)及び同法施行令並びに徳島市都市公園条例で定める建築面積基準の遵守が原則となります。また、D地区においては、駐車場及び駐輪場の用途に供する建築物又は工作物等を計画することが可能です。
147	要求水準書	35	第3章3(4)⑤	条例で示す必要な駐車台数に加え「警察車両用の駐車区画」を加えた台数を確保することとありますが、警察車両用の駐車区画について、駐車台数及び、その車両の大きさを教えていただけないでしょうか。	D地区の一部に確保する「警察車両の駐車区画」について、具体的な台数と車両の大きさについては、現在調整中であるため、第2回の回答でお示しいたします。
148	要求水準書	37	第3章4	大ホール棟、小ホール棟、コモン棟について、それぞれの想定床面積について教えてください。	要求水準書で示す諸室の機能や、敷地に関する要件、建設費等を鑑みた上で、適切な規模で御提案ください。
149	要求水準書	42	第3章4(1)客席部門①	諸室の欄には、一般席1800席～2000席、その下段に車椅子用の席12～13席、立見席50席、観覧室1室あたり4～6人程度とありますが、仕様の欄内の客席の記載は一般席、車椅子用の席、立見席、観覧席、…の数については、段床を設けた上で、合計で1800～2000席の範囲内で設定するとあり、客席の合計数が異なっています。仕様欄に記載の客席合計数を1800～2000席とすると考えてよろしいでしょうか。また、その場合P43【車椅子用の席】に記載のある同伴者用の客席も客席合計数に参入して良いでしょうか。	一般席に加えて、車椅子用の席(同伴者席を含む)、立見席、観覧室の座席、オーケストラピット・花道を収納した場合に仮設で設置する席を含め、客席合計数を1800～2000席とします。
150	要求水準書	44	第3章4(1)ホワイエ部門【ホワイエ】⑤	「公演映像や県内観光情報等の情報提供や、ピクチャーウインドウとしての活用ができるようにデジタルサイネージを備えること。」と記載ありますが、ピクチャーウインドウの具体的な活用方法について教えてください。	県内外の施設利用者に対して、前述の公演映像や県内観光情報に限らず、主催者等のニーズにも応じて様々な情報を発信するツールとして想定しています。なお、ピクチャーウインドウは、デジタルサイネージの一例として挙げたものです。
151	要求水準書	45	第3章4(1)技術部門【調光操作室・音響調整室・投影室】①	「客席後部に各調整室を設け、操作卓を操作するための椅子に座って、プロセニウム開口のすべてを視認できるよう配慮すること。」と記載ありますが、その場合のプロセニウム開口の高さは9mと考えるとよろしいでしょうか。	プロセニウム開口の高さは、9～12メートル程度以上の可変構造としていますので、その点を配慮した上で計画をしてください。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
152	要求水準書	51	第3章4(2)客席部門①	諸室の欄には、一般席300席～500席、その下段に車椅子用の席4～5席、観覧室1室あたり4～6人程度とありますが、仕様の欄内の客席の記載は一般席、車椅子用の席、観覧席、…の数については、段床を設けた上で、合計で300～500席の範囲内で設定するとあり、客席の合計数が異なります。仕様欄に記載の客席合計数を300～500席とすると考えてよろしいでしょうか。また、その場合P52【車椅子用の席】に記載のある同伴者用の客席も客席合計数に参入して良いでしょうか。	一般席に加えて、車椅子用の席(同伴者席を含む)、観覧室の座席を含め、客席合計数を300～500席とします。
153	要求水準書	59	第3章4(3)広場部門	「新ホール整備基本計画」のp.41にある「埋蔵文化財の歴史的解説コーナー」について、要求水準書の整備水準には記載がないように思います。「埋蔵文化財の歴史的解説コーナー」の設置は絶対ではないという理解で良いでしょうか。	埋蔵文化財の歴史的な解説については、様々な手法が考えられるため、提案によるものとします。
154	要求水準書	60	第3章4(3)管理部門	コモン棟管理部門事務室の規模に関して、大きさの指標となる勤務人数などについて、何か想定していることはありますでしょうか。	施設のミッションや諸室の機能等を参考にして適切な規模を提案してください。ただし、少なくとも30～40人程度の職員等が常駐できるスペースは確保してください。
155	要求水準書	参考資料1	参考資料1	提示された敷地情報の中に、敷地及び周辺の地盤レベルに関する情報が見あたりません。情報提供をお願いいたします。	【参考資料13】事業対象地地盤高参考図を追加添付しますので、参照ください。
156	要求水準書	参考資料1	参考資料1	市道の付け替え検討箇所が記載されていますが、この市道の建築基準法42条における取扱いを教えてください。	幅員4m未満の歩行者専用道路を想定しているため、建築基準法第42条の道路に該当しません。
157	要求水準書	参考資料1	参考資料1	敷地のCADデータを頂けないでしょうか。	敷地のCADデータの送付を希望される方は、メール(bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp)でお知らせいただければ、今回の提案以外に使用しないことを条件にして、個別に送付いたします。
158	要求水準書	参考資料1	参考資料1	「新設アクセス道検討区間」について、位置形状などが未定なのですが、追加詳細情報がありましたらご教示下さい。	跨線橋については、ホールとの接続位置が決まった後に設計等の検討を行うため、追加の情報はありません。なお、跨線橋は1箇所を予定しており、設置可能な区間として2箇所を提示しております。
159	要求水準書	参考資料1	参考資料1	A地区から徳島中央公園への徒歩での行き来は、立体交差ポンプ場横の既存ブリッジのみで、他に歩行者用通路を整備する計画はありますか？	現時点では、整備の予定はありません。
160	要求水準書	参考資料1	参考資料1	敷地北側の都市計画道路・元町中洲線(国道192号)の想定拡幅図等(断面図)があれば示していただきたいです。(既存アンダーパス、および歩道橋との関係)	【参考資料1】において、都市計画道路の計画区域を示しておりますが、想定拡幅図等(断面図)はありません。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
161	要求水準書	参考資料10	参考資料10	JR牟岐線への新駅設置について、駅舎の設置位置について具体的な想定・方針・図面がありましたらご提示いただけないでしょうか。	新駅は現在検討中です。
162	要求水準書	参考資料10	参考資料10	JR牟岐線新駅に関して、敷地隣接部の既存植栽等の扱い等が不明瞭のため、詳細な計画がございましたらご教示願います。	新駅は現在検討中です。
163	要求水準書	参考資料10	参考資料10	新駅検討区域にある、歩道橋、地下道は再利用可能ですか？	現在の跨線橋「徳島跨線橋」は撤去し、新たなアクセス道として跨線橋の設置を予定しています。また、地下道は現状のまま存続します。
164	要求水準書	参考資料10	参考資料10	跨線橋は、提示された範囲の任意の位置で計画できると考えてよろしいでしょうか。	新設アクセス道検討区間内にて検討してください。なお、跨線橋は1箇所を予定しており、設置可能な区間として2箇所を提示しております。
165	要求水準書	参考資料10	参考資料10	跨線橋は自転車が通行できる仕様でしょうか。	自転車の通行は予定しておりません。
166	要求水準書	参考資料10	参考資料10	本敷地隣接のJR牟岐線新駅に関しては、どの時期に高架化されるのでしょうか。将来計画などございましたらご教示ください。	高架の時期については、現時点では未定です。
167	要求水準書	参考資料10	参考資料10	「有効幅員W3mを基本とする」とあるが、立体道路等の拡幅したデッキなどを計画することは可能でしょうか。	跨線橋の幅員については、提案を踏まえ、徳島県と徳島市において協議の上で決定します。
168	要求水準書	参考資料11	参考資料11	A工区の埋蔵文化財調査が大ホール・コモン棟整備工事期間と並行して行われる予定となっておりますが、発掘調査期間中は当該エリアでの工事は一切着手出来ないということでしょうか？	発掘調査が終了する予定の令和5年8月末には、工事着手が可能となる見込みです。
169	要求水準書	参考資料11	参考資料11	工事と並行して行われる発掘調査期間は5か月となっておりますが、工期の変更はないものと考えてよろしいでしょうか？	発掘調査期間は現時点での見込み期間となります。発掘調査結果にもよりますが、工期の変更は予定していません。
170	要求水準書	参考資料11	参考資料11	A地区跨線橋棟整備について、第一工区工事完了にまでに整備予定とありますが、その時点でJR牟岐線新駅が開業すると考えてよろしいでしょうか。	新駅については、第一工区完成までに設置できるよう、現在検討中です。
171	要求水準書	参考資料12	参考資料12	徳島駅周辺に商業地区が近接していることもあり、公演後の飲食利用等による商業地区方面への歩行者移動が想定されます。敷地周辺の歩道に関して今後の整備方針はありますか。	現時点では、整備の予定はありません。

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザルに係る質問回答 令和3年6月7日(月)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
172	要求水準書	参考資料12	参考資料12	敷地周辺の駐車場立地、国道が隣接する状況から交通量が多いものと考えられます。交通渋滞発生地等、周辺地域の交通状況について教えていただけますでしょうか。	「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)」によれば、施設周辺の「徳島市徳島本町1丁目15(国道11号)」の観測地点では「58,975台/日」、「徳島市八百屋町(国道192号)」の観測地点では「30,062台/日」となっております。
173	その他	—	—	大ホールを使用する団体について、具体的に想定されている団体はありますか。	大ホールにおきましては、「コンサート、オペラ、日本舞踊、演劇、能楽、歌舞伎、阿波おどりなどの興行」のほか、「県民による合唱、演奏会」、「各種会議、講演会」での利用を見込んでおり、これらの公演の主催団体等を想定しています。
174	その他	—	—	徳島県内の他のホールでこれまで行われてきた演目の、年間スケジュール等は公開されていますでしょうか。	近隣の「徳島県郷土文化会館」において、過去の「主催事業」(約3年分)や諸室における「催し物案内」(約半年分)の情報を公開していますので、同館のホームページを参照ください。 (「徳島県郷土文化会館」ホームページのURL: <a href="https://www.kyoubun.or.jp/">https://www.kyoubun.or.jp/</a> )